

事業計画書

居宅介護支援事業所 さくらさく

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 第5期経営5か年計画（2年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 安定した事業運営の取組み
- ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
- ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1 第5期経営5か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第5期経営5か年計画（2年目）を積極的に推進する。

2 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神を中心に、居宅介護支援事業所として、知識技術を地域に福祉還元する。

3 人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するため、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神で開催する人権侵害委員会に参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修に参加する。

また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、神戸市及び三木市への報告を行うとともに、利用者の人権擁護について家族等に説明し理解を求ることで、利用者の安全な生活を確保する。

4 安定した事業運営の取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算設定された収入の確保が必要な事から、目標管理件数を維持する。

1) 在宅生活の継続的支援

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援する。

2) 新規依頼者の確保

管理件数（介護）35件、（介護予防）5件、（総合事業）5件を目標とし、法人の機関紙等の活用や認知症カフェ等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割をPRしながら、地域包括支援センター・病院及び介護老人保健施設等との連携を図り、新規依頼者の獲得に繋げる。

5 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実践する。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要

介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用の調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。
また、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。

6 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していく為には、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援する。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくとの一体化への取組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくとの一体化を強化する。

2) 介護者の高齢化及び要介護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図る。

3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努める。

7 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効果的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと効果的に運用する。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成する。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 階層別研修

職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。

② 所内・派遣研修

居宅介護支援事業所さくらさくの職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取組む。

また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取組む。

③ ケアプラン作成にかかる研修

ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時ケース検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取組む。

3) 人事考課制度の導入

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を導入する。

9 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

居宅支援に係るサービス内容や対応状況を確認するために利用者満足度調査を実施し、対応の在り方を検証することでケアマネとしての姿勢を見直し、利用者・家族が安心して在宅生活が継続して送れるよう努める。

また、「兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票」に基づき、自己評価を実施して、事業所内及び自己のサービス水準を把握し、改善の指標を明確にして具体的な改善に取組む。

10 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1) BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生時及び災害発生時の対応について、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用者には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が訪問する際には、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には面接の中止等を調整する。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、訪問時にマスク着用のほか、手洗いやアルコール等による手指消毒等を行い、一定の距離を置いた面接を実施する。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染症等）予防策を徹底する。

② 感染症予防委員会への参加

- i) 特別養護老人ホーム櫻ホーム西神が定期的に開催する感染症予防委員会に参加する。
- ii) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い職員に周知する。
- ③ 感染症発生時の対応
 - i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ii) 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- 3) 災害時における対応
 - ① 地域等との連絡体制の整備
 - 利用者が暮らす地区の民生委員や自治会長等と緊急時に連絡が取れるように、自治会長や民生委員の連絡先及び利用者家族の緊急連絡先などを整理する。
 - ② 利用者が暮らす地域の防災拠点の確認
 - 利用者の被災時の避難場所を含め、地域の防災情報を神戸市及び三木市の危機管理や地域包括支援センター等の窓口及び自治会長等から確認する。
 - ③ 避難場所等の情報の共有
 - i) 利用者が被災した場合に想定される避難場所、避難経路、避難方法等を利用者及び家族と共有し、その内容を家の電話の側等に掲示できる環境を推奨する。
 - ii) 医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の利用者の避難方法及び福祉避難所等について本人及び家族、サービス事業者等と共有する。
 - ④ 利用者台帳等の整理
 - i) 被災した場合、ライフラインの断絶によりパソコン等が使用できなくなることを想定し、月に1回は最新情報をプリントアウトし保管し、適宜利用者名簿の更新を行う。
 - ii) 担当以外の介護支援専門員が見ても分かるように、ケース台帳を作成する。